

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・種別の別	関係地区	条件
区第1号	北浦漁業協同組合	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から154度34分42メートルの点 イ 基点第102号から236度55分242メートルの点 ウ 基点第102号から345度29分112メートルの点 エ 基点第101号から130度24分91メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港西防波堤標識灯跡 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類扇下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類扇下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第1号	北浦漁業協同組合	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から186度26分604メートルの点 イ 基点第102号から233度38分943メートルの点 ウ 基点第102号から231度12分281メートルの点 エ 基点第101号から194度 595メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港西防波堤標識灯跡 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第2号	北浦漁業協同組合	延岡市北浦町宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第102号から203度 236メートルの点 イ 基点第102号から159度21分689メートルの点 ウ 基点第102号から140度 1分520メートルの点 エ 基点第102号から193度29分119メートルの点 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第2号	北浦漁業協同組合	延岡市北浦町宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第102号から212度52分 316メートルの点 イ 基点第102号から225度 5分1034メートルの点 ウ 基点第102号から200度49分1261メートルの点 エ 基点第102号から188度42分1.052メートルの点 オ 基点第102号から184度46分 473メートルの点 基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第3号	北浦漁業協同組合	延岡市北浦町古江地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から210度47分1.142メートルの点 イ 基点第102号から246度53分1.428メートルの点 ウ 基点第102号から240度11分1.528メートルの点 エ 基点第102号から233度13分1.208メートルの点 オ 基点第102号から242度44分1.072メートルの点 カ 基点第101号から195度 2分 940メートルの点 基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり 基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯跡 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第4号	北浦漁業協同組合	延岡市北浦町古江阿蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第103号から24度 380メートルの点 イ 基点第103号から87度27分1457メートルの点 ウ 基点第103号から88度49分570メートルの点 エ 基点第103号から55度19分685メートルの点 オ 基点第103号から30度18分447メートルの点 カ 基点第103号から33度29分409メートルの点 基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第4号	北浦漁業協同組合	延岡市北浦町古江阿蘇地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第103号から220度100メートルの点 イ 基点第103号から220度700メートルの点 ウ 点イから343度30分370メートルの点 エ 点アから343度30分370メートルの点 基点第103号の位置は次のとおり 基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 北浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第5号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第104号 イ 基点第104号から330度300メートルの点 ウ 基点第105号から 0度300メートルの点 エ 基点第105号 基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端	第1種 区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業、魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	(くろまぐろ小割式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状: 方形 規格: 15メートル×15メートル 台数: 4台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において移送も含めた天然稚魚の活込みを行ってはならない。 (魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第5号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第105号 イ 基点第105号から0度266メートルの点 ウ 基点第106号から0度401メートルの点 エ 基点第107号から0度599メートルの点 オ 基点第107号 カ 基点第106号 基点第105号、106号及び基点第107号の位置は次のとおり 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第107号 延岡市島浦町野坂水産炭	第1種 区画漁業	くらまぐろ小割式養殖業、魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	(くらまぐろ小割式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,500平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することに変更し、変更しない。 形状・方形 規格:30メートル×30メートル、15メートル×15メートル 台数:30メートル角4台、15メートル角4台 3 当該漁業種に係る漁場の区域において移送も含めた天然稚魚の活込みを行ってはならない。 (魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第5号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 イ 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 ウ 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 エ 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端 基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端	第1種 区画漁業	漁類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第5号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度59分690メートルの点 エ 基点第112号から338度24分398メートルの点 基点第112号の位置は次のとおり 基点第112号 延岡市島浦町野野浦港基ヶ谷防波堤外端灯台	第1種 区画漁業	くらまぐろ小割式養殖業、魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	(くらまぐろ小割式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することに変更し、変更しない。 形状・方形 規格:30メートル×40メートル 台数:4台 (魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第6号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第113号から11度16分169メートルの点 イ 基点第113号から12度53分262メートルの点 ウ 基点第113号から334度1分351メートルの点 エ 基点第113号から317度59分257メートルの点 オ 基点第113号から341度52分159メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	(魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第6号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第113号から330度39分319メートルの点 イ 基点第113号から326度25分401メートルの点 ウ 基点第113号から319度59分389メートルの点 エ 基点第113号から308度59分389メートルの点 オ 基点第113号から317度 9分257メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第6号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第113号から326度25分 89メートルの点 イ 基点第113号から301度28分218メートルの点 ウ 基点第113号から230度45分301メートルの点 エ 基点第113号から197度32分156メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第6号	島浦町漁業協同組合	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第113号から300度54分225メートルの点 イ 基点第113号から295度14分365メートルの点 ウ 基点第113号から245度59分422メートルの点 エ 基点第113号から231度 5分304メートルの点 基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 島浦町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第7号	延岡市漁業協同組合	延岡市熊野江町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第114号から278度30分147メートルの点 イ 基点第114号から222度30分215メートルの点 ウ 基点第114号から252度 525メートルの点 エ 基点第114号から303度30分608メートルの点 オ 基点第114号から318度30分452メートルの点 基点第114号の位置は次のとおり 基点第114号 延岡市熊野江町ヨコバエ先端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第7号	延岡市漁業協同組合	延岡市須美江町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 30メートルの点 オ 基点第117号 カ 基点第117号から 29度130メートルの点 キ 基点第115号から245度220メートルの点 基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり 基点第115号 延岡市須美江町須美江港防波堤先端 基点第116号 延岡市須美江町アラス 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	(魚類小割式養殖業(くらまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第7号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第118号から8度49分206.2メートルの点 イ 基点第118号から17度 8分502.5メートルの点 ウ 基点第118号から44度39分538.5メートルの点 エ 基点第118号から67度51分282.8メートルの点 基点第118号の位置は次のとおり 基点第118号 延岡市浦城町七ツ島東端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第7号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第119号から 0度 185.4メートルの点 イ 基点第119号から 76度53分132メートルの点 ウ 基点第119号から 56度25分549.9メートルの点 エ 基点第119号から 35度34分560メートルの点 基点第119号の位置は次のとおり 基点第119号 延岡市浦城町ひら穂北端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第7号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 66度52分 707.1メートルの点 イ 基点第120号から 69度46分1,104.5メートルの点 ウ 基点第120号から 99度27分1,208.3メートルの点 エ 基点第120号から110度35分 860.2メートルの点 基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立徳東端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第7号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 19度17分 266.2メートルの点 イ 基点第120号から 57度39分 732.7メートルの点 ウ 基点第120号から128度54分1,188.1メートルの点 エ 基点第120号から156度 7分 971.6メートルの点 基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立徳東端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第7号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第121号から58度 525メートルの点 イ 基点第121号から63度30分20.0メートルの点 ウ 基点第121号から52度 125メートルの点 エ 基点第121号から32度30分145メートルの点 基点第121号の位置は次のとおり 基点第121号 延岡市浦城町南浦城浦城防波堤灯台	第1種 区画漁業	貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第6号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点ウを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第123号 イ 基点第123号から202度30分16メートルの点 ウ 基点第123号から200度 73メートルの点 エ 基点第123号 基点第123号及び基点第125号の位置は次のとおり 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号 延岡市浦城町オヤの鼻南端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類・ほや垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第6号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ及び点ウを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第126号 イ 基点第127号から0度100メートルの点 ウ 基点第127号 基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町新第4号岸線起点 基点第127号 延岡市浦城町船カウシ東端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類・ほや垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第6号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から 0度 70メートルの点 ウ 基点第128号から320度115メートルの点 エ 基点第129号から283度 65メートルの点 オ 基点第129号 基点第128号及び基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オヤの鼻北端 基点第129号 延岡市浦城町オヤの鼻南端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類・ほや垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第6号	延岡市漁業協同組合	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点ウの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第131号 イ 基点第131号から102度 45メートルの点 ウ 基点第130号から102度135メートルの点 エ 基点第130号 基点第130号及び基点第131号の位置は次のとおり 基点第130号 延岡市浦城町新増島東端 基点第131号 延岡市浦城町ミズラの鼻東端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第9号	藤堂真珠株式会社	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点ウの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から0度 50メートルの点 ウ 基点第127号から0度100メートルの点 エ 基点第127号 基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オヤの鼻北端	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	個別	—	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第10号	延岡市漁業協同組合	延岡市土々呂町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第132号から304度 50メートルの点 イ 基点第132号から 15度480メートルの点 ウ 基点第132号から329度390メートルの点 エ 基点第132号から292度200メートルの点 基点第132号の位置は次のとおり 基点第132号 延岡市土々呂町土々呂港防波堤灯台	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 柳津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 鶴名町 赤水町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第11号	延岡市漁業協同組合	延岡市鶴名町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第133号から 7度130メートルの点 イ 基点第133号から46度266メートルの点 ウ 基点第133号から20度 40メートルの点 エ 基点第134号から95度 65メートルの点 基点第133号、基点第134号及び基点第135号の位置は次のとおり 基点第133号 延岡市鶴名町田島東端 基点第134号 延岡市鶴名町サカガ浜東端 基点第135号 延岡市鶴名町エビス鼻北端	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 柳津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 鶴名町 赤水町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第12号	延岡市漁業協同組合	延岡市鶴名町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第136号 イ 基点第136号から81度86メートルの点 ウ 基点第137号から81度86メートルの点 エ 基点第137号 基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり 基点第136号 延岡市鶴名町698番地稲荷鼻東端に設置した標識 基点第137号 延岡市鶴名町698番地鼻東端に設置した標識	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 柳津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 鶴名町 赤水町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第12号	延岡市漁業協同組合	延岡市赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第138号から253度 25メートルの点 イ 基点第138号から 40度 27メートルの点 ウ 基点第138号から344度159メートルの点 エ 基点第139号から49.063秒、東経131度41分51.538秒の点 オ 基点第139号から246度 33メートルの点 カ 基点第139号から270度 18メートルの点 基点第138号及び基点第139号の位置は次のとおり 基点第138号 延岡市赤水町526番に設置した標識 基点第139号 延岡市赤水町567番地赤水神社前に設置した標識	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 柳津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 鶴名町 赤水町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第12号	延岡市漁業協同組合	延岡市赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第138号から253度 25メートルの点 イ 基点第138号から 40度 27メートルの点 ウ 基点第138号から344度159メートルの点 エ 基点第139号から49.063秒、東経131度41分51.538秒の点 オ 基点第139号から248度 33メートルの点 カ 基点第139号から270度 18メートルの点 基点第138号及び基点第139号の位置は次のとおり 基点第138号 延岡市赤水町526番に設置した標識 基点第139号 延岡市赤水町567番地赤水神社前に設置した標識	第1種 区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 柳津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 鶴名町 赤水町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第13号	鹿川漁業協同組合 外1組合	東臼杵郡門川町大字鹿川地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度300メートルの点 ウ 基点第143号から 111度930メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点 基点第142号の位置は次のとおり 基点第142号 東臼杵郡門川町門川漁港防波堤西塔台	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第13号	鹿川漁業協同組合 外1組合	東臼杵郡門川町大字鹿川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から108度30分1.125メートルの点 イ 点アから 10度30分57.11メートルの点 ウ 点アから 43度30分656メートルの点 エ 点アから 80度30分363メートルの点 オ 点アから 47度 47メートルの点 カ 点アから139度 346メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港防波堤標識灯	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第13号	鹿川漁業協同組合 外1組合	東臼杵郡門川町加草地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から29度30分 865メートルの点 イ 基点第143号から 7度12分 993メートルの点 ウ 基点第143号から 9度 1.100メートルの点 エ 基点第143号から25度 1.130メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港防波堤標識灯	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町	(魚類小割式養殖業(くろまぐろ小割式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第13号	庵川漁業協同組合外1組合	東臼杵郡門川町加草地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から43度30分450メートルの点 イ 基点第143号から357度 550メートルの点 ウ 基点第143号から 4度 5分776メートルの点 エ 基点第143号から 40度0分678メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港防波堤標燈台	第1種 区画漁業	魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町	(魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第14号	庵川漁業協同組合外1組合	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から80度 400メートルの点 イ 基点第143号から94度30分900メートルの点 ウ 点イから42度230メートルの点 エ 点アから42度230メートルの点 基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標燈台	第1種 区画漁業	魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
区第14号	庵川漁業協同組合外1組合	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第144号から149度 220メートルの点 イ 基点第144号から 76度 350メートルの点 ウ 基点第144号から 97度10分510メートルの点 エ 基点第144号から131度42分500メートルの点 基点第144号の位置は次のとおり 基点第144号 東臼杵郡門川町門川漁港防波堤標燈台	第1種 区画漁業	魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	東臼杵郡 門川町	(魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第15号	日向市漁業協同組合	日向市大字日知屋字畑浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 基点第145号 イ 基点第145号から185度 40メートルの点 ウ 基点第145号から185度 118メートルの点 エ 基点第147号から201度37分27メートルの点 オ 基点第148号から185度 60メートルの点 カ 基点第148号 基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり 基点第145号 日向市大字日知屋字畑浦ハゲンタに設置した標柱 基点第146号 日向市大字日知屋字畑浦ノ水浦に設置した標柱 基点第147号 日向市大字日知屋字畑浦ウノへに設置した標柱 基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦森ノ木に設置した標柱	第1種 区画漁業	魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	日向市 大字日知屋	(魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第16号	宮崎市漁業協同組合	宮崎市大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度45分23.900秒、東経131度28分33.600秒の点 イ 北緯31度45分24.000秒、東経131度28分34.900秒の点 ウ 北緯31度45分21.900秒、東経131度28分36.400秒の点 エ 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分31.000秒の点 オ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分37.000秒の点 カ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分35.000秒の点 エ 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分36.000秒の点	第1種 区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	宮崎市 大字内海	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第17号	南郷漁業協同組合	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分21.600秒の点 イ 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分22.700秒の点 ウ 北緯31度32分22.100秒、東経131度23分21.900秒の点 エ 北緯31度32分22.700秒、東経131度23分20.900秒の点	第1種 区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	日南市 南郷町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第18号	南郷漁業協同組合	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分36.700秒、東経131度23分15.900秒の点 イ 北緯31度32分37.000秒、東経131度23分15.000秒の点 ウ 北緯31度32分38.400秒、東経131度23分15.400秒の点 エ 北緯31度32分38.200秒、東経131度23分16.300秒の点	第1種 区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	日南市 南郷町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第18号	南郷漁業協同組合	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分29.900秒、東経131度23分22.900秒の点 イ 北緯31度32分27.100秒、東経131度23分22.600秒の点 ウ 北緯31度32分23.100秒、東経131度23分20.000秒の点 エ 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分19.200秒の点	第1種 区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	日南市 南郷町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第18号	南郷漁業協同組合	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分32.100秒の点 イ 北緯31度32分23.200秒、東経131度23分32.800秒の点 ウ 北緯31度32分19.600秒、東経131度23分28.800秒の点 エ 北緯31度32分20.100秒、東経131度23分29.200秒の点	第1種 区画漁業	藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	日南市 南郷町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第19号	外浦漁業協同組合	日南市南郷町海上地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分43.900秒、東経131度22分41.500秒の点 イ 北緯31度30分41.000秒、東経131度22分42.500秒の点 ウ 北緯31度30分37.100秒、東経131度22分37.200秒の点 エ 北緯31度30分39.600秒、東経131度22分35.400秒の点	第1種 区画漁業	貝類垂下式養殖業、藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	日南市 南郷町海上 南郷町賢波	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第19号	外浦漁業協同組合	日南市南郷町海上地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分32.400秒、東経131度22分41.060秒の点 イ 北緯31度30分23.420秒、東経131度22分53.970秒の点 ウ 北緯31度30分16.370秒、東経131度22分52.810秒の点 エ 北緯31度30分18.100秒、東経131度22分45.700秒の点 オ 北緯31度30分25.430秒、東経131度22分32.530秒の点	第1種 区画漁業	貝類垂下式養殖業、藻類養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	日南市 南郷町海上 南郷町賢波	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第20号	串間市漁業協同組合	串間市大字南方ビラレ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第149号から141度22分1.146メートルの点 イ 基点第149号から176度17分1.532メートルの点 ウ 基点第149号から190度29分1.245メートルの点 エ 基点第149号から199度 3分 1.356メートルの点 オ 基点第149号から215度 9分 1.226メートルの点 カ 基点第149号から203度13分 345メートルの点 基点第149号の位置は次のとおり 基点第149号 串間市大字南方ビラレ島に設置した標柱	第1種 区画漁業	魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)、貝類垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで	団体	串間市 大字南方 大字本城 大字崎田 大字高松 大字北方 西浜 東町	(魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 (貝類垂下式養殖業) 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他の照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第20号	串間市漁業協同組合	串間市大字南方ビンダレ島沖合	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第150号から272度 7分2.540メートルの点 イ 基点第150号から255度 7分3.494メートルの点 ウ 基点第150号から234度 29分2.937メートルの点 エ 基点第150号から242度 28分1.909メートルの点 オ 基点第150号から250度 30分2.115メートルの点 カ 基点第150号から255度 7分1.912メートルの点 基点第150号の位置は次のとおり 基点第150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標紙	第1種 区画漁業	魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田 大字高松 大字北方 西浜 東町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。
区第20号	串間市漁業協同組合	串間市大字南方ビンダレ島沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度25分46.300秒、東経131度11分57.200秒の点 イ 北緯31度25分21.400秒、東経131度12分33.200秒の点 ウ 北緯31度24分44.400秒、東経131度11分56.700秒の点 エ 北緯31度25分07.800秒、東経131度11分22.000秒の点	第1種 区画漁業	魚類小網式養殖業(くろまぐろ小網式養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	串間市 大字西方 大字南方 大字本城 大字崎田 大字高松 大字北方 西浜 東町	1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。